

社会福祉法人都市社会福祉協議会 平成28年度第2回評議員会 議事録

1. 招 集 年 月 日 平成28年10月26日
1. 開 催 日 時 平成28年12月 6日 13時30分～14時50分
1. 開 催 場 所 都市総合社会福祉センター 2階 研修室
1. 出席した評議員 22名（定数27名）
小牟田裕行、時任国弘、稲元光明、水流勉、米吉春美、
久保義春、日高繁樹、今村寛秀、蒲生幸一、高橋紳一、
吉村洋子、永井崇敦、新内友靖、猪ヶ倉タエ子、馬籠英男、
高木かおる、蓑毛真寿美、木脇義紹、下村謙一、玉利勇二、
松永廣生、高田橋厚男
会長 島津久友
常務理事 池田吉平
1. 欠席した評議員 5名
朝倉信子、乗峯昇、寺原美保子、堀之内明、田爪邦士、
1. 出席した職員 事務局 中村健児、櫻田賢治、大田勝信、上野誠、西村章子、
又木勝人、下徳吉弘、木下夕子、花岡克美、
星村太一、大牟田智子
1. 招集者出席の有無 会長 島津久友 出席
1. 議事
- 議案第7号 社会福祉法人都市社会福祉協議会定款の全部を改正する定款の制定について
- 議案第8号 社会福祉法人都市社会福祉協議会定款細則の全部を改正する細則の制定について
- 議案第9号 社会福祉法人都市社会福祉協議会諸規程の制定について
- ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会細則
 - ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会施設整備等基金設置運営規程
 - ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会退職手当基金設置運営規程
- 議案第10号 社会福祉法人都市社会福祉協議会諸規程等の一部を改正する規程等の制定について
- ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会理事・評議員等選出規程（別紙1）
 - ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会会員規程（別紙2）
 - ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会事務局規程（別紙3）
 - ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会就業規則（別紙4）
 - ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会退職手当規程（別紙5）
 - ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会経理規程（別紙6）
 - ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会文書取扱規程（別紙7）
 - ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会出納職員の使用する領収印に関する規程（別紙8）

- ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会給与規程（別紙 9）
- 議案第 11 号 社会福祉法人都市社会福祉協議会諸規程等の廃止について
 - ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会退職手当運用規程（別紙 1）
 - ・ 社会福祉法人都市社会福祉協議会地域福祉基金の設置及び管理に関する規程（別紙 2）
- 議案第 12 号 社会福祉法人都市社会福祉協議会理事の選任について
- 議案第 13 号 平成 28 年度社会福祉法人都市社会福祉協議会福祉事業会計収入支出補正予算（第 5 号）について
- そ の 他

1. 議事の経過要領とその結果

定刻に至り、事務局櫻田賢治が開会を宣し、定款に基づく定数を確認し、委嘱状を交付し、あいさつをいただき、会長あいさつ後、議長選出となり、定款の規定により馬籠英男評議員が選任され、議長は久保義春評議員と日高繁樹評議員を議事録署名人に指名し、常務理事池田吉平より社会福祉法人制度改革の概要について説明をし、直ちに議事に入った。

1. 議事

議長「議長を務めますので、よろしく申し上げます。議案第 7 号社会福祉法人都市社会福祉協議会定款の全部を改正する定款の制定について説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第 7 号社会福祉法人都市社会福祉協議会定款の全部を改正する定款の制定について定款第 35 条第 1 項の規定に基づき、評議員会の議決を求めます。なお、定款の変更につきましては、最終的に所轄庁の承認を得て行われるので、軽微な字句の修正の指示があった場合、その指示に従って修正を行うので、予めご了解いただきたい。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「説明ありがとうございます。それでは何か質問はございませんか。」

高田橋厚男評議員「第 2 条第 1 項第 4 号の（1）から（3）のほか、という表現は、前 3 号に定めるもののほか、若しくは、1 号から 3 号のほか、という表現にしないと条文の整合性がとれないのではないかと。それから、18 条の第 3 項の社会福祉法の理事長は、社会福祉法に規定する理事長という表現にし、常務理事社会福祉法第何条に規定する理事長という表現に改めた方がいいのではないかと。」

常務理事池田吉平「ご指摘ありがとうございます。内容につきましては、厚生労働省がだしている定款例に基づいて表現している。所轄庁と再度協議する。」

議長「他に質問はないでしょうか、よろしいでしょうか。議案第 7 号社会福祉法人都市社会福祉協議会定款の全部を改正する定款の制定に係る議案については原案のとおり議決することに異議ございませんか。」 全員“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第 7 号は原案どおり議決することに決定をいたしました。」

議長「続きまして、議案第8号社会福祉法人都市社会福祉協議会定款細則の一部を改正する定款細則の制定について審議をいたします。説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第8号社会福祉法人都市社会福祉協議会定款細則の一部を改正する定款細則の制定について定款第15条第1項第7号の規定に基づき、評議員会の議決を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「説明ありがとうございました。それでは何か質問はございませんか。」

高田橋厚男評議員「第5条第3号の前二号は漢数字ではなくアラビア数字ではないか。」

事務局中村健児「ありがとうございます。ご指摘の通りです。」

小牟田裕行評議員「第2条の2項の事前に身分証明書を徴するものとする。社会福祉法での監査上では、趣意書もしくは本人の申立書など幅を持たせた形での表現でもいいのではないか。」

事務局中村健児「ご指摘ありがとうございます。」

議長「他に質問はないでしょうか、よろしいでしょうか。議案第8号社会福祉法人都市社会福祉協議会定款細則の一部を改正する定款細則の制定については、先ほどの修正を加えた上で議決することに異議ございませんか。」 全員“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第8号社会福祉法人都市社会福祉協議会定款細則の一部を改正する定款細則の制定については議決することに決定をいたしました。」

議長「続きまして、議案第9号諸規程の制定について審議をいたします。説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第9号諸規程の制定について定款第15条第1項第7号の規定に基づき、評議員会の議決を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「説明ありがとうございました。それでは何か質問はございませんか。」

高田橋厚男評議員「第13条第2項に議事録は次に掲げる事項を内容とする、とあるが、この表現は～次に掲げる事項を記載するものとする、の方がいいのではないか。第5条で基金の処分について謳っているが、例えば、理事会の議決を得て処分することができる、とか、評議員会の議決を得て処分することができるなど、ある一定の審議を得た後で処分の方が無難ではないか。併せて、別紙3の第5条にも同じ表現が出てくるので事務局の考えがあればお聞かせいただきたい。」

常務理事池田吉平「第13条の記述の仕方については、改めさせていただく。処分については、当然予算に現れるので理事会の同意を得て評議員会の議決が必要となってくる。手続き的にはそのような形になると理解していただきたい。」

高橋紳一評議員「別紙2の第3条の金融機関は、どこか想定される金融機関があるのか。」

事務局中村健児「市内の金融機関を想定している。」

議長「他に質問はないでしょうか、よろしいでしょうか。議案第9号諸規程の改正については、先ほどの修正を加えた上で議決することに異議ございませんか。」 全

員“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第9号諸規程の制定については議決することに決定をいたしました。」

議長「続きまして、議案第10号社会福祉法人都市社会福祉協議会諸規程等の一部を改正する規程等の制定について審議をいたします。説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第10号社会福祉法人都市社会福祉協議会諸規程等の一部を改正する規程等の制定について定款第15条第1項第7号の規定に基づき、評議員会の議決を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「説明ありがとうございました。それでは何か質問はございませんか、よろしいでしょうか。議案第10号社会福祉法人都市社会福祉協議会諸規程等の一部を改正する規程等については原案のとおり議決することに異議ございませんか。」 全員“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第10号は原案どおり議決することに決定をいたしました。」

議長「続きまして、議案第11号社会福祉法人都市社会福祉協議会諸規程等の廃止について審議をいたします。説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第11号社会福祉法人都市社会福祉協議会諸規程等の廃止について定款第15条第1項第7号の規定に基づき、評議員会の議決を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「説明ありがとうございました。それでは何か質問はございませんか。」

高田橋厚男評議員「P49の退職手当運用規程の廃止について、となっているが、退職手当運用規程を廃止する規程の制定について、ではないでしょうか。規程を廃止する時の、～はの後には点が入る。」

事務局中村健児「ご指摘のとおりです。」

議長「他に質問はないでしょうか、よろしいでしょうか。議案第11号社会福祉法人都市社会福祉協議会諸規程等の廃止については、先ほどの修正を加えた上で議決することに異議ございませんか。」 全員“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第11号につきましては議決することに決定をいたしました。」

議長「続きまして、議案第12号社会福祉法人都市社会福祉協議会理事の補充選任について審議をいたします。説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第12号社会福祉法人都市社会福祉協議会理事の補充選任について定款第10条第1項の規定に基づき、評議員会の選任を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「説明ありがとうございました。それでは何か質問はございませんか、よろしいでしょうか。議案第12号社会福祉法人都市社会福祉協議会理事の補充選任につ

いては原案のとおり選任することに異議ございませんか。」 全員“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第12号は原案どおり選任することに決定をいたしました。」

議長「続きまして、議案第13号平成28年度会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第8号）について審議をいたします。説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第13号平成28年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第8号）について定款第15条第1項第1号の規定に基づき、評議員会の議決を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「説明ありがとうございました。それでは何か質問はございませんか。」

高橋紳一評議員「第11号で廃止した基金に関しては、補正に計上するものはなかったのか。」

事務局中村健児「それは、ありませんでした。」

議長「他に何か質問はありませんか。よろしいでしょうか。議案第13号平成28年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第8号）については原案のとおり議決することに異議ございませんか。」 全員“異議なし”の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第13号は原案どおり議決することに決定をいたしました。」

議長は、以上をもって本会の議事を終了した旨を述べ、14時50分に閉会を宣し、解散した。

以上の議決を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は下記に記名押印する。

平成28年12月 6日

議 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____